

2015年3月6日
メットライフ生命保険株式会社

変額個人年金保険および外貨建て商品に係るご案内における記載誤りについて

メットライフ生命保険株式会社（代表執行役 社長 サシン・N・シャー）では、変額個人年金保険の一部のご契約における「税務上申告される場合の必要経費額」（以下、「必要経費額」といいます。）と、外貨建て商品の一部のご契約における「年金支払額」について、算定方法の誤りにより、お客さまへ誤った金額のご案内をしていたことが判明しました。

各事案についての概要およびお客さまへの対応については、「**別紙1** 変額個人年金保険商品における必要経費額の誤記載について」および「**別紙2** 外貨建て商品の『年金支払に関する税務のご案内』における年金額の誤記載について」をご覧ください。

このような事態が発生し、ご契約者ならびに関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。弊社では今回の事態を真摯に受け止め、今後、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。また、引き続き業務運営および管理体制の一層の強化を図り、お客さまへのサービスの向上に努めてまいります。

以上

お客さまからのお問い合わせ先

特設デスク

TEL：0120-772-127（通話料無料）

受付時間 月～金：9：00～18：00（祝日および年末年始を除く）

報道関係者からのお問い合わせ先

広報部

TEL：03-6658-2295

別紙 1

変額個人年金保険商品における必要経費額の誤記載について

1. 概要

年金支払システムにおけるプログラム設計の不備により、「必要経費額」の算定方法※を誤り、2012年12月20日以降に年金支払日等が到来し、年金等をお支払いしたお客さまに対して送付した「年金のお支払い手続き完了のお知らせ」（以下、「お知らせ」といいます。）において、誤った「必要経費額」をご案内しておりました。現在、このような誤りが再び発生することのないよう慎重にシステムの見直し、改修を進めております。

また、お客さまがこの「お知らせ」にもとづいて確定申告をされている場合、申告内容の誤りに伴う修正申告をおこなっていただく必要がございます。

※「必要経費額」の算定方法に関する正誤

（正）（基本年金額） × （払込保険料総額 ÷ 年金受取総額見込）

（誤）（基本年金額 + 加算年金額） × （払込保険料総額 ÷ 年金受取総額見込）

【誤った「必要経費額」をご案内した対象商品と対象契約、件数】

対象商品：特別勘定終身年金特約付変額個人年金保険
変額個人年金保険（元本確保型）

対象契約：対象商品のうち、2012年12月20日以降に

- ① 年金支払日※が到来したご契約のうち、加算年金が発生しているご契約
- ② 上記①に該当した後に一括支払されたご契約

※年金支払日とは、年金のお支払方法が年払の場合には年金支払開始日以降の年単位の契約応当日、分割払の場合には年金支払開始日以降年金のお支払いを行う月の月単位の契約応当日を指します。

対象件数：1,317件（対象者数1,218人／「お知らせ」発送数6,109通） *2015年2月20日時点

2. お客さまへの対応

誤った「必要経費額」をご案内したご契約について、個別にお詫びと以下のご案内文書を順次お送りさせていただきます。

- （1）2012年12月20日から2014年12月31日までの間に上記①②に該当し、誤った「お知らせ」をお送りしたお客さま

2015年3月2日付で弊社からお詫びと事情説明、必要経費訂正証明書をお送りし、3月4日からお電話で個別にご説明を始めています。なお、「必要経費額」の修正に伴って本来納付すべき源泉徴収税額に差異が発生した場合には、弊社より税務署に納付いたします。また、本件に伴い、既にご提出された平成24年分、平成25年分および平成26年分にかかる確定申告の修正をおこなっていただいたお客さまには、手続きにかかる一定の費用、および延滞税相当額をお支払いさせていただきます。

また、システム改修完了までの間「お知らせ」の送付を停止していることに伴い、2015年分の年金のお支払いに関する「お知らせ」については、システムの改修完了後、速やかにお送りいたします。

(2) 2015年1月1日から2月20日までの間に初めて上記①②に該当し、誤った「お知らせ」をお送りしたお客さま
システムの改修完了後、速やかにお詫びと事情説明、正しい「必要経費額」を記載した「お知らせ」をお送りいたします。

(3) 2015年2月21日以降システム改修完了までの間に初めて上記①②に該当したお客さま
誤った「お知らせ」の発送を停止し、システムの改修完了後、改めて正しい「必要経費額」が記載された「お知らせ」をお送りいたします。なお、当該お客さまには年金お支払い後速やかに今般の事情を説明したお詫び状をお送りいたします。

以上

別紙2

外貨建て商品の「年金支払に関する税務のご案内」における年金額の誤記載について

1. 概要

年金支払システムにおけるプログラム設計の不備により、外貨換算レートの適用基準日^{*}に誤りが生じた結果、2015年2月4日に年金受取人宛てに税務申告用として送付した年次の「年金支払に関する税務のご案内」（以下、「ご案内」といいます。）において、「年金支払額」の円換算金額が誤って記載されていたことが判明しました。

なお、お客さまへの外貨建てでの実際の支払額、および年金支払の都度送付している「お知らせ」に記載された外貨建ての年金支払額については正しいことを確認済みです。

※外貨換算レート適用基準日に関する正誤

（正）年金支払日（支払応当日）

（誤）年金支払開始日

【誤記載が発生した対象商品と対象契約、件数】

対象商品： 外貨建て個人年金保険

外貨建て一時払終身保険

対象契約： 2014年1月から12月までの間に外貨で年金をお支払いした契約のうち、当該期間中に複数回の年金支払があった対象商品の契約および相続贈与後の年金支払があった対象商品の契約（2013年分以前の「ご案内」には誤りは無いことを確認しております。）

対象件数： 686件（対象者数：676人／「ご案内」発送数 921通）

2. お客さまへの対応

対象全件について2015年2月10日にお詫び状とともに正しい金額を記載した「ご案内」を再送付するとともに、お電話等にて確定申告に際し正しい収入金額（＝年金支払額）を申告いただくようお願いをいたしました。

なお、必要経費額および源泉徴収税額については誤りはありません。

以上